

議第16号

高山市位山交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市位山交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市位山交流広場の使用料の見直しを行うため改正しようとする。

高山市位山交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市位山交流広場の設置及び管理に関する条例（令和4年高山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区分		料金	区分		料金
リフト		1回券 520円以内で規則で定める額	リフト		1回券 520円以内で規則で定める額
		半日券 2,600円以内で規則で定める額			半日券 3,200円以内で規則で定める額
		1日券 3,600円以内で規則で定める額			1日券 4,500円以内で規則で定める額
		シーズン券 25,000円以内で規則で定める額			シーズン券 31,000円以内で規則で定める額
		バンビーノ 500円以内で規則で定める額			バンビーノ 600円以内で規則で定める額
位山交流促進センター	多目的室1	1時間当たり 100円（営利事業を行う場合は、総売上額の5%以内で規則で定める額（消費税額及び地方消費税額を除く。）を加算する。）	位山交流促進センター	多目的室1	1時間当たり 100円（営利事業を行う場合は、総売上額の10%以内で規則で定める額（消費税額及び地方消費税額を除く。）を加算する。）
	多目的室2			多目的室2	
	多目的室3			多目的室3	
	多目的室4			多目的室4	
	多目的室5	1時間当たり 150円（営利事業を行う場合は、総売上額の5%以内で規則で定める額（消費税額及び地方消費税額を除く。）を加算する。）		多目的室5	1時間当たり 150円（営利事業を行う場合は、総売上額の10%以内で規則で定める額（消費税額及び地方消費税額を除く。）を加算する。）
	多目的室6			多目的室6	
上記以外		非営利事業を行う場合の項（略）	上記以外		非営利事業を行う場合の項（略）
		営利事業を行う場合 総売上額の5%以内で規則で定める額（消費税額及び地方消費税額を除く。）			営利事業を行う場合 総売上額の10%以内で規則で定める額（消費税額及び地方消費税額を除く。）
備考 1・2（略）			備考 1・2（略） 3 使用者が商業宣伝を目的として使用する場合は、当該使用料の額の2倍に相当する額を加算する。 4 駐車場及び芝生広場の使用料は、使用面積により按分する。		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 改正後の高山市位山交流広場の設置及び管理に関する条例の規定により使用の許可又は物品等の販売の許可を受けようとする者は、この条例の施行日前においても、その申請を行うことができる。